



経済産業省 令和2年4月13日 20:00時点版 ※今後更新される場合があります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

設備投資・販路開拓

経営環境の整備

本資料は経済産業省HP特設ページにも掲載しております。
経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索



最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁Twitterでも配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録



e-中小企業ネットマガジン で検索



中小企業庁
Twitterのフォロー



@meti_chusho で検索



経営相談

経営相談窓口の開設

1月29日(水)より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの? 例えば以下の様なご相談をいただいております。
①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。
→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。
②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。
→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。
上記はあくまで一例です。まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

▶平日のご相談(日本政策金融公庫)

仙台支店国民生活第二事業(国民生活事業) 022-222-5377

▶土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫(国民生活事業) 0120-112476 宮城県信用保証協会 022-225-5230

中小機構東北本部企業支援課 022-716-1751 宮城県よろず支援拠点 022-225-8751

資金繰り

資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。※一部保証対象外の業種があります。

一般保証枠(2.8億円)

+

S N保証枠(2.8億円)

+

危機関連保証枠(2.8億円)

信用保証付融資における保証料・利子減免

セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

政府系金融機関による融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし

金利▲0.9%引き下げ

実質無利子融資

セーフティネット貸付
基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし

新型コロナウイルス感染症特別貸付、
新型コロナウイルス対策マル経融資、危機対応融資

【対象要件】売上高▲5%以上減少
※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む、小規模に限る)については、柔軟に対応

+

特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】
個人事業主(小規模): 要件なし
小規模(法人): 売上高▲15%減
中小企業: 売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

▶中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・休日9時00分～17時00分

▶金融庁相談ダイヤル 0120-156811(フリーダイヤル)

※平日10時00分～17時00分

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

資金繰り

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

一般保証枠(2.8億円)

+

S N保証枠(2.8億円)

+

危機関連保証枠(2.8億円)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

4号: 100%保証(全都道府県)
5号: 80%保証(指定業種)
別枠(2.8億円)は共有

危機関連保証:
100%保証(全国・全業種)

※ご利用手続の流れはセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

ご覧願います。

その際は、一迫花山商工会公式ホームページで随時掲載いたしますので

今後の状況によって施策内容が更新されることが予想されます。

の経済産業省が発表した各種支援制度等について、主に資金繰りに関連

する情報をお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 中小・小規模事業者に対する支援策について



第82号

発行所

一迫花山商工会

栗原市一迫真坂字高橋10番地

電話 本所(0228)52-3300

支所(0228)56-2068

http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp

発行責任者

佐藤倫治

資金繰り

セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは?

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和(過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高の比較等)

※4号の対象地域及び5号の対象業種は?

◆SN4号: 3月2日に全都道府県を対象に指定しました。

◆SN5号: 4月8日に151業種を追加指定。これにより、738業種が対象となります。指定業種は経産省・中企庁HPをご確認ください。

※ご利用手続の流れ(4号・5号)

①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。※3月23日に都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関等による代理申請の緩和や申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。



資金繰り

信用保証付き融資における保証料・利子減免

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

【対象要件】SN4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る)
…売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ

②小・中規模事業者(①除く)
…売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2
…売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ

【融資上限】3000万円 【担保】無担保 【据置期間】5年以内

【保証料補助割合】1/2 または10/10

【金利補給期間】当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

【既往債務の借換】信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

本事業は令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。事業の詳細が決定次第、速やかに経済産業省HP等で公表させていただきます。

【お問合せ先】

▶中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

※平日・休日9時00分～17時00分

資金繰り

無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方
①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む。)など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の売上高平均額
※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む、小規模に限る)は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。
【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内
【融資限度額(別枠)】中小事業3億円、国民事業6,000万円
【金利】当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%
【利下げ限度額】中小事業1億円、国民事業3,000万円
※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。
※令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】
▶平日のご相談 日本公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
沖縄公庫融資第二部中小企業融資第一班 098-941-1785
▶土日・祝日のご相談 日本公庫 0120-112476(国民)、0120-327790(中小)
沖縄公庫 098-941-1795

マル経融資の金利引下げ(新型コロナウイルス対策マル経)

小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経)は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置
新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。3月17日より制度適用開始。

【ご利用いただける方】最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方
【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【融資限度額】別枠1,000万円
【金利】経営改善利率1.21%(令和2年4月1日時点)より当初3年間、▲0.9%引下げ
※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の金利引下げとの合計で3,000万円となります。

【お問合せ先】
▶日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店または、お近くの商工会・商工会議所
※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



商工中金による危機対応融資

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。4月中旬より制度適用開始(3月19日に受付開始)。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方
①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む。)など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の売上高平均額
【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内
【融資限度額】3億円
【金利】当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
1.11%→0.21%(利下げ限度額：1億円)
※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※2020年3月19日以降に危機対応融資の要件を満たす事業者で、制度適用開始前に融資の実行を希望される方は、商工中金所定の利率によるつなぎ融資のご利用が可能です(制度適用開始後に借換)。

【お問合せ先】
▶商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711 ※平日・休日9時00分～17時00分

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利化の対象に。
※新型コロナウイルス対策マル経融資及び公庫の既往債務借換は、令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。
※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】
日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方
①個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る)：要件なし
②小規模事業者(法人事業者)：売上高▲15%減少
③中小企業者(上記①②を除く事業者)：売上高▲20%減少
※小規模要件 ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
【利子補給】
・期間：借入後当初3年間
・補給対象上限：(日本公庫等)中小事業1億円、国民事業3,000万円(商工中金)危機対応融資1億円
※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。
※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】
▶中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※平日・休日9時00分～17時00分

資金繰り

セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？
社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金
【融資限度額】中小事業7.2億円、国民事業4,800万円
【貸付期間】設備資金15年以内、運転資金8年以内 【据置期間】3年以内
【金利】基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%
※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置
2月14日(金)より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。
詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
▶平日のご相談 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫融資第二部中小企業融資第一班 098-941-1785
▶土日・祝日のご相談 日本政策金融公庫 0120-112476(国民生活事業) 0120-327790(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫 098-941-1795

経営環境

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置
【特例の対象となる事業者】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)
【特例措置の内容】※青字が令和2年4月1日から拡大
◆助成内容・対象の大幅な拡充 ※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用
①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4)
③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ(中小企業2,400円、大企業1,800円)
④新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に
◆受給要件の更なる緩和 ※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用
⑦生産指標の要件を緩和(対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、5%減少)
⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
⑨雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃
⑩事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和 ⑪休業規模の要件を緩和
◆活用しやすさ ※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用
⑫事後提出を可能とし提出期間を令和2年6月30日まで延長
⑬短時間一斉休業の要件を緩和 ⑭残業相殺制度を当面停止 ⑮申請書類の大幅な簡素化

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。0120-60-3999(受付時間9:00～21:00(土日・祝日含む))



経済産業省関係（抜粋）

令和2年度補正予算案のポイント
〔予算額・8兆3,193億円〕

※うち、22億円は内閣官房計上、1兆7,512億円は財務省計上。

I. 雇用の維持と事業の継続

1. 資金繰り対策〔3兆7,485億円〕

・実質無利子融資を民間金融機関まで拡大。さらに既往債務の借換にも対応。

2. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援〔2兆4,276億円〕

・特に厳しい状況にある中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等に対して、給付金を措置。

・中小企業生産性革命推進事業において、感染症の影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率を引き上げた特別枠を設置。

II. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント等に対する支援〔1兆6,794億円〕

・観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等を対象に、感染症流行が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施。

2. 地域経済の活性化〔25億円〕

・地域産品・サービスの磨き上げや、地域へのキャッシュレス導入等を支援。

III. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革〔2,486億円〕

・生産拠点の国内回帰等やアジア諸国等への多元化等を支援。

2. 海外展開企業の事業円滑化〔888億円〕

・JETROを通じた相談体制や情報発信機能を強化。リモート化等によるデジタルトランスフォーメーションの加速〔1,009億円〕

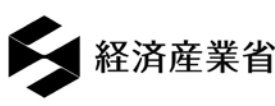
・EdTech（デジタル技術を活用した教育コンテンツ・サービスの）の学校等への試験導入支援、遠隔での

医師等への健康相談を実施。

・越境EC等の非対面・遠隔の事業活動への支援、行政サービスのデジタル化を加速。

・非対面・遠隔での活動の基盤として、サイバーセキュリティ対策等を実施。

持続化給付金に関するお知らせ



持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は **200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。
また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

相談ダイヤル

中小企業金融・給付金相談窓口
0570-783183 (平日・休日9:00~17:00)

よくあるお問合せ



前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少した**ひと月**について、事業者の方に選択いただきます。



申請・給付はいつから始まりますか？

補正予算の成立後、1週間程度で**申請受付**を開始します。電子申請の場合、申請後、**2週間程度**で**給付**することを想定しています。

※申請者の銀行口座に振り込み



申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号(注)に加え、以下をご用意ください。

(注)通帳の写し(法人：法人名義、個人事業主：個人名義)で確認します。

法人の方 ①法人番号、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方 ①本人確認書類、②2019年の確定申告書類の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。
※今後、変更・追加の可能性があります。



申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口**を順次設置します。

※申請にあたり、GビジネスIDを取得する必要はありません。

その他、申請に必要な事項の詳細等については、4月最終週を目途に確定・公表しますので今しばらくお待ち下さい。

令和元年度補正予算
小規模事業者持続化補助金

公募受付中

小規模事業者が、商工会と一体となって経営計画に基づき実施する販路開拓に取り組む費用の2/3を助成します。

事業概要

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組みや、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

補助対象となり得る販路開拓等の取組事例

・新商品を陳列するための棚の購入 ・新たな販促用チラシの作成、送付 ・新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告) ・新たな販促品の調達、配布 ・ネット販売システムの構築 ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加 ・新商品の開発 ・新商品の開発にあたって必要な図書の購入 ・新たな販促用チラシのポスティング ・国内外での商品PRイベントの実施 ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言 ・新商品開発に伴う成分分析の依頼 ・店舗改装など

募集期間 (商工会締切)	令和2年5月28日(木)	補助率	補助対象経費の2/3以内
補助上限額	50万円	※「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は上限額が異なりますので、詳しくはお問い合わせ下さい。	

小規模事業者の定義・従業員数

卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
製造業、その他、サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下

募集期間

第2回受付締切 2020年6月5日(金)
第3回受付締切 2020年10月2日(金)
第4回受付締切 2021年2月5日(金)

お申込み・お問い合わせ：一迫花山商工会または宮城県商工会連合会
補助金公募要領：http://www.miyagi-fsci.or.jp/

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 対応
経営計画作成個別相談会のご案内

令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金の公募開始にあたり、補助事業申請で必要となる経営計画書、補助事業計画書等の作成に関する個別相談会を下記のとおり開催いたします。
小規模事業者が持続的な経営に向けた、基本的な計画の作り方や資金計画の作り方などを専門家が丁寧に支援する個別相談会ですので、前記補助事業の申請を検討・申請予定の方、また、持続的な経営に向けた経営計画の作成をご検討の方など、是非ご参加下さいますようご案内申し上げます。

◆日時	令和2年5月8日(金) 午前10時～(1事業所1時間程度)
◆場所	一迫花山商工会本所
◆内容	①経営計画書作成上のポイント ②補助金事業とは ③小規模事業者持続化補助金とは
◆講師	中小企業診断士 工藤 弘之氏
◆申込	事前予約制の個別相談会になりますので、ご希望の方は4月27日(月)までに一迫花山商工会へ電話(52-3300)でお願いします。

商工会があなたの「経営計画書」作成をお手伝いいたします！

あなたの目標・夢の達成に向け

ご自身の経営計画書を作ってみませんか？

「宮城県小規模事業者伴走型支援体制強化事業」を活用した
専門家派遣と販路拡大の為に『補助制度』

以下のようなご要望等があるみなさまにご利用いただくには最適な制度です！

- 国等から事業・設備資金等に対する補助金や助成金の交付を受けたい。
- 金融機関と資金調達の交渉する際に折衝材料として必要なので作成したい。
- 販路開拓や経費削減等を計画的に基められるように今の経営状況を整理してみたい。
- 融資者へ事業を説明にあたり、現在の状況を整理しておきたい。
- サラリーマンで今まで経営に携わったことがないが、創業に向け計画を作っておきたい。

補助制度(お手伝い)の概要

ポイント1 無料で専門家を派遣します！

- みなさまが営む業種に合わせ、出来る限りご希望の日時・場所を選んで、無料でその道のプロ(専門家)を派遣します。
- 専門家と各商工会職員がタッグを組んで、みなさまの経営の実態に合った「経営計画書」の作成をサポートします。

ポイント2 商談会・展示会への出展料や旅費の1/2(最大10万円)を補助します！

- 作成いただいた「経営計画書」に基づいて、商談会や展示会への出展を通じて、販路拡大を図る取組みに対しての補助をご活用しております。

経営計画書っていうけど ？ 経営計画書を作ると 本当に必要なのかな？ どんな効果が見込めるの？

経営って行き当たりばったりでは上手くいかないわよね！目標を達成する為にロードマップの役割を果たしてくれるのが「経営計画書」なのよ！！

売上の向上や経費削減等の様々な目標に向かう際に道に迷うことが無くなるし、取引先や従業員等の関係者みんなが事業や目標について理解し易くなるから、結果、事業所の信用が高まって取引がし易くなるわ！！

『経営計画書』が出来上がった後も、商工会職員が実行をサポートしてくれるのも大きなポイントです！ みなさんもレッツ！チャレンジ！

宮城県商工会連合会

詳しくは、裏面に記載のあるみなさまの最寄りの商工会へお気軽にお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルス感染症に対する本会の対応方針について

本会では、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、今後の対応方針について定めました。

尚、本方針については、今後の状況を見極めながら適宜見直しして参ります。

【各種会議、事業等】

緊急を要する会議のみ開催可とし、その他の会議については原則書面決議といたします。

5月開催予定の令和2年度通常総会は中止の方向で検討しております。

講習会・セミナー等については原則延期といたします。

各種会議等を開催する場合には、感染防止の措置を講じます。

【中止又は延期が決定した会議・事業等】

- 青年部・女性部通常総会(書面決議)
- 事業所健康診断事業(延期…時期未定)
- 【商工会館等の貸出】
- 当面の間、貸出し受付を中止とする。
- 【花山支所の業務】
- 当面の間、業務を中止いたします。
- 【窓口相談等の体制】
- 職員の窓口等における来館者の対面による対応については、マスクを着用するなど感染防止に細心の注意を図ります。
- 【巡回訪問】
- 職員の会員事業所の皆様への訪問の際は、マスクを着用するなど感染防止に細心の注意を図ります。

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 対応
経営計画作成個別相談会のご案内

令和2年5月8日(金) 午前10時～(1事業所1時間程度)

一迫花山商工会本所

①経営計画書作成上のポイント
②補助金事業とは
③小規模事業者持続化補助金とは

中小企業診断士 工藤 弘之氏

事前予約制の個別相談会になりますので、ご希望の方は4月27日(月)までに一迫花山商工会へ電話(52-3300)でお願いします。

◆日時 ◆場所 ◆内容 ◆講師 ◆申込

職員異動のお知らせ

お世話になりました。

▽転出(令和2年4月1日付)
主査・経営指導員 福原 政矩
(みやぎ北上商工会へ)

▽退職(令和2年3月19日付)
主事・事務職員 瀧嶋 理江

▽転入(令和2年4月1日付)
主査・経営指導員 庄子 慶太
(遠田商工会より)

▽新規採用(令和2年4月1日付)
主事・事務職員 菅原 徹也

▽昇進(令和2年4月1日付)
副主事・経営支援課長 千葉 惣

(主幹・経営支援課長補佐)

新会員紹介

よくしくお願いします。

◎(普通会員) 遊佐 一成

代表 遊佐 一成

業種 農業、スプラウト生産

一迫柳目字曾根寺町東23-1

52-12334

※令和2年4月1日現在会員数
247名(組織率79.2%)

★金融相談日のお知らせ★

■相談日程 5月14日(木)・29日(金)
6月11日(木)・25日(木)

■相談時間 午前10時～午後4時まで

■場所 一迫花山商工会本所

※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。
※ご相談の際は、あらかじめ電話等で予約の上ご来所願います。

令和2年度 一迫花山商工会事務局 機構図(令和2年4月1日付)

会長 佐藤 倫治

事務局長 高橋 宏明

総務課 課長(兼) 高橋 宏明
主任主査 小山 浩喜
主事 菅原 徹也

経営支援課 課長 千葉 惣
主査 庄子 慶太
主査 佐藤 ひろえ
主事(兼) 菅原 徹也

花山支所 交替勤務体制